

秘密
厳守

無料労働相談云

労使間の問題でお悩みではありませんか？

千葉県労働委員会の委員が労働問題の解決のお手伝いをいたします。

理由もなく
解雇された

パワハラ
された

団体交渉のルール
が決められない

第1回

平成29年10月7日 土

午後1時から午後5時まで

場所 船橋フェイスビル5階

(JR船橋駅南口、京成船橋駅直結)

第2回

平成29年10月12日 (木)

第3回

平成29年10月26日 (木)

第4回

平成29年11月13日 (月)

午後4時半から

午後7時半まで

場所 千葉県労働委員会(千葉県庁南庁舎7階)

○相談員 労使関係に豊富な知識と経験がある労働者委員、使用者委員の2名

○相談時間 おひとり当たり45分程度

○予約制 事前に労働委員会にお電話ください

*千葉県内の事業所における労働問題が対象となります



チーパくん

予約・お問い合わせ 千葉県労働委員会事務局

電話 043-223-3735 (土日祝日を除く
午前9時から午後5時)

お電話
お待ちしております

労働委員会は

公益委員

(大学教授・弁護士など)

労働者委員

(労働組合役員など)

使用者委員

(会社経営者など)

の

三者構成

により、公正・中立な立場で
紛争の解決に向けてお手伝いします

労働委員会の主な仕事

[不当労働行為の審査]

使用者が、労働組合の結成・加入を理由とした不利益な取扱いや団体交渉拒否、組合活動の妨害などをすること(不当労働行為)は、法律で禁止されています。

労働委員会では、労働者や労働組合からの救済申立てについて審査を行い、不当労働行為と認定すれば、救済命令を発します。

[労働争議の調整]

労働組合と使用者が、労働条件等について団体交渉で解決することが困難な場合、労働委員会では、あっせん、調停、仲裁のいずれかの方法(労働争議の調整)により、紛争の解決に向けてお手伝いします。

[個別的労使紛争のあっせん]

個々の労働者と使用者との間で、労働条件やパワハラなどの紛争をめぐり、当事者同士の話し合いによる解決が困難な場合、労働委員会では、あっせんにより、紛争の解決に向けてお手伝いします。

労働委員会Q & A

- Q** 制度の利用に費用はかかりますか?
- A** すべて無料で利用できます。
- Q** 制度を利用したいのですが、秘密は守られますか?
- A** 委員や事務局職員には法律で定められた「守秘義務」があり、仕事上で知り得た情報を他に漏らすことは禁止されています。

千葉県労働委員会

TEL. **043-223-3735**

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
(千葉県庁南庁舎7階)



携帯電話で
簡単アクセス!

詳しい情報はこちらから→

千葉県労働委員会

検索

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/index.html>